



- ・ 特定事業所加算の有無      有・ 62件 (31・03%)      無・ 124件 (61・58%)  
 未回答15件  
 特定を取得している63のうち、Ⅰが25件、Ⅱが22件、Ⅲが13件。未回答3件
- ・ 改定前後の収入の増減      増収になった・19件 (9・36%)  
 減収になった・86件 (42・36%)  
 変化無し・79件 (39・41%)  
 未回答17件
- ・ 生活援助のサービス時間について      複数回答あり  
 45分ごとに2回に分けて実施      15件 (7・39%)  
 45分に縮小      102件 (51・24%)  
 変更しなかった      77件 (37・93%)  
 その他      32件 (15・76%)  
 未回答      なし
- ・ 事業への影響      厳しくなった      98件 (48・28%)  
 良好になった      2件 (0・99%)  
 変化無し      87件 (43・28%)  
 未回答      14件
- ・ 利用者からの苦情      有・ 85件 (41・87%)  
 喜ばれている・ 0件 (0%)  
 無・ 87件 (42・86%)  
 その他・ 41件 (20・2%)
- ・ 改定前の介護職員処遇改善交付金の有無      受けていた・ 160件 (78・82%)  
 受けていなかった・ 40件 (19・7%)  
 未回答1件
- ・ 介護職員処遇改善加算の申請      申請した・ 172件 (85・57%)  
 これから申請する・ 3件 (1・48%)  
 申請しない・ 20件 (9・85%)  
 まだ決めていない・ 5件 (2・46%)  
 未回答1件
- ・ 交付金・改善加算の活用方法      複数回答有  
 基本給、時給・ 40件 (19・7%)  
 手当て・ 85件 (41・87%)  
 一時金・ 64件 (31・53%)  
 その他・ 5 (2・46%)

- ・ 改善加算 3年間限定への感想
  - 継続・62件 (30・54%)
  - 交付金復活・87件 (42・86%)
  - 必要なし・9件 (4・43%)
  - わからない・28件 (13・79%)
  - 未回答15件
  
- ・ 介護職員への医療行為について
  - 登録する・した・39件 (19・21%)
  - 登録しない・63件 (31・03%)
  - 決めていない・103件 (50・74%)
  - 未回答4件    だぶり6件
  
- ・ 今回の改訂介護報酬への評価
  - 評価できる・14件 (6・9%)
  - 評価できない・105件 (51・72%)
  - どちらともいえない・89件 (43・86%)

#### 4、特徴、まとめ

回収率は、当初予想していたものよりも高く、関心の高さや現場の苦勞が回収率の高さにつながったのではないかと考えます。

調査項目別で見ますと、以下のような特徴がありました。

併設事業所をもっているかどうかについては、全体的に約65%の事業所がなんらかの事業所を併設していましたが、千葉市のみ併設有は56, 75%となり、他の地域は全体と同じ傾向でした。

特定事業所加算の算定に関しては、6級地の事業所が全体の平均31%を上回り38%で、算定要件から考えると千葉市、船橋市などよりも人員の確保が可能なのかどうか検討が必要かと思われまます。

収入の増減については、減収になったが最も多く約42%をしめ、次いで変化なしが40%、増収は9%にとどまりました。地域区分別で見ますと、減収は等級地が下がるほど、減収の割合も高くなり、変化なしは等級地が下がるほど割合も下がり、地域加算の区分変更が収益に与えた影響がうかがえます。

サービス時間については、45分での対応が一番多く51%、変更なしは38%でした。また、影響については厳しくなったが48%、変化なしが43%ですが、この点についても収入への影響と同様で、等級地が下がるほど厳しいと回答する割合が高くなっています。その他の地域で厳しいと回答が52%。しかし、細かく分析しますと、厳しいと回答している事業所は必ずしも特定事業所加算を取っていないところばかりでもなく、特定事業所加算を算定している事業所の45%は厳しいと回答していることがわかりました。

45分になったことでの影響として自由記載の中には、移動回数が増え、実働時間が減り、ヘルパーの収入が減った、仕事が時間内に終わらない、仕事が雑になる、買い物に行く時間がとれない、利用者とのコミュニケーションが困難になった、事業所の実務が煩雑、ヘルパーのシフトが作りづらくなった、ヘルパーが仕事を断るようになったという意見が寄せられ

ました。

利用者からの苦情については、喜ばれているは0件で、苦情有は41%で、利用者からも歓迎されない報酬改定であることは明らかです。

介護職員処遇改善交付金については、約80%の事業所が交付金を受けていたことがわかりましたが、逆に受けていなかった事業所は等級地が下がるほどに割合が上がっています。賃金のみならず、業務改善や就業規則の整備、キャリアパス要件など事業所としての整備すべきことに関しての困難さを抱えているのではないかと予測できます。

この4月からの介護報酬改定で介護職員処遇改善加算に関しても交付金と同じ傾向があります。

介護職員の医療行為に関しては、まだ決めていないところは半数を占めています。登録をしないと決めている事業所も31%となっています。自由記載を見ますと、事業所の質的な向上を考え研修を受けることに前向きな事業所や現在利用者に医療行為が必要な方がいることで検討をしている事業所もある一方で、研修に出せるだけの人員の確保が困難、医療行為を介護職にさせることそのものに反対や疑問の意見、リスクがありすぎる、事業所として意見がまとまらないなどの意見がありました。また、千葉県としての対応があいまいであることを挙げた事業所もあります。

今回の改定介護報酬への評価に関しては評価できないとどちらともいえないが大半を占めました。評価するとした意見は地域加算の点のみで、多くは利用者の負担が重くなる、ヘルパーの評価が低い、高齢者への説明に時間がかかる、慣れたところに変更になって高齢者の生活リズムが崩れる、働くものの立場も考えてほしい、現場の声が反映されていない、本当にこれで在宅生活ができると考えているのか、事業所に負担ばかり課せられるなどの意見が寄せられました。

一方で、少数ですが利用者の自立につながると評価している意見も見逃せません。

その他、自由記載欄に寄せられた貴重なご意見を踏まえ、この結果を今回の全県自治体要請キャラバンの中で実情と改善を訴えるとともに、お名前を書いて送って下さった事業所との懇談なども工夫し、安心の介護保障制度の実現を求め共同の輪を広げることが大切です。

以上